# ひきこもり支援へ、都政の役割発揮を

—東京都議会での日本共産党都議団の質問、論戦の記録—

**日本共産党東京都議会議員団**

2014年6月発行

# 目次

○2014年3月5日　里吉ゆみ都議会議員・一般質問（抜粋）　2

○里吉ゆみ都議会議員に対する答弁　5

○「訪問支援」東京都発表資料　7

○2013年10月24日　清水ひで子都議会議員・総務委員会質問（抜粋）　10

○2012年10月17日　吉田信夫都議会議員・各会計決算特別委員会質問（抜粋）　15

# 2014年3月5日・都議会本会議
# 里吉ゆみ都議の一般質問（抜粋）

## ○里吉ゆみ都議会議員

「ひきこもり」が社会問題として取り上げられるようになってから１０数年になります。東京都は、２００７年ひきこもりの実態調査を行い、１５歳～３４歳のひきこもり者数は、都内だけで２万５千人と推計しました。２０１０年に内閣府が行った推計では、１５歳～３９歳のひきこもりの方が全国７０万人と推計しています。

### ひきこもり問題は都として取り組むべき重要課題

ひきこもりは本人にとっても家族にとっても本当に苦しいことです。私も何人もの方からお話を伺っています。ひきこもりの問題は、本人も、何とかしなくてはと思う一方なかなかその一歩が踏み出せない。親は自分の育て方が悪かったのではないかと悩み、誰にも相談できず抱え込んでしまうことも少なくありません。そしてそのまま何年も経過してしまい、よけい社会復帰が困難になってしまうのです。

この問題は、本人にとっても家族にとっても深刻な問題であるだけでなく、社会にとっても大きな損失です。

知事も、厚生労働大臣時代に、「この問題は、･･･本人も苦しむ、家族も苦しむ、大変複雑な問題を抱えております。関係省庁とも連携をとりながら、このひきこもり対策、厚生労働省として正面からとりくんでまいりたいと思います」と答弁をしています。

ひきこもりの問題は、都としても正面から取りくむべき重要課題だと思いますが、知事としての認識を伺います。

東京都の施策を見ると、２００４年度から相談事業を開始し、２００７年からひきこもり実態調査、支援団体の実態調査、支援プログラムの検討・開発など集中的にとりくみ、２００８年には「ひきこもりセーフティネッ

ト」モデル事業やＮＰＯ法人などが行う東京都若者社会参加応援事業が始まりました。しかしようやく軌道に乗り、さらに拡充をというときに都は予算を削ってしまいました。「はしごをはずされた思い」との声もあがっています。

## ひきこもり支援へ訪問活動、アウトリーチ支援の実現を

わが党都議団は、都内自治体を対象に「ひきこもり状態にある者への支援に関する調査」を行いました。その結果は回答のあった５３自治体の中で、現在なんらかのひきこもり支援を行っている自治体は３７、約７割ありました。しかし事業内容を見ると、相談事業や家族向けの懇談会などのところが多く、当事者への支援、居場所や社会体験事業などを行っているところは全体の１割程度しかありませんでした。

そうした中で、今もひきこもりの困難を抱え、苦しんでいる人たちが一日も早い救いの手を待っているのです。

先日、かつてひきこもりだったという２０代の方から話を伺ってきました。彼は、中学時代に自分に自信がもてなくなって、学校に行けなくなったそうです。何度か、心機一転と決意して、外に出ても、途中でうまくいかずひきこもることを繰り返していました。たとえばフリースペースに１時間以上かけて母親と一緒に通ったけれど、月１回がやっとなのに、何回通っても月１万円という費用負担もあり、怪我をきっかけに行かなくなったそうです。

その後、通える範囲にひきこもり支援のＮＰＯ法人がオープンしたのを知り、通うことにしたそうです。今はアルバイトができるまでになりましたが、最初は週１回フリースペースに通うことから始まり、１年くらい通う中で、定時制高校に入学、社会体験活動と少しづつ活動の場をひろげ、２年かけてアルバイトができるまでになったそうです。

この方の場合、近くに通える場があったのでよかったのですが、都内の状況をみると、こうした施設が圧倒的に不足していますし、自治体の支援もＮＰＯ法人の支援なども地域によるアンバランスが大きいのが問題です。

自治体やＮＰＯ法人などの支援団体からは、「ひきこもり支援の窓口を設置したい」、「居場所づくりや中間的就労支援に取り組む必要がある」、「支援を拡充したい」という声が出されています。

こうした声をどう受け止め、今後都としてどのような取り組みをすすめていくのか、伺います。

また、長期間ひきこもっている方は、自ら相談に出て行くことは非常に困難です。ひきこもり支援の入り口としてきわめて重要な、自宅などに直接訪問する訪問活動、アウトリーチ支援をすすめていくべきだと考えますが、いかがですか、伺います。

「子ども・若者育成支援推進法」に基づき、都でも「子ども・若者支援地域協議会」が設置されました。この協議会は「ひきこもり、ニート、不登校など、社会生活を円滑に営む上での困難を抱える子ども、若者への支援等について、都の施策のさらなる充実と区市町村・関係団体との連携強化を目指す」ことを目的に設置されました。先日第一回目が開催され、活発な議論がされたと伺いました。今後、当事者や親の会の方々など、現に困っている方にも参加していただき意見を聞くべきです。また、都の施策のさらなる充実を目指すという点では、大いに各参加団体の要望なども聞き施策の充実に努めるべきです。これから都として「子ども・若者育成支援推進法」をどう具体化するのか、また協議会をどのように運営する予定か、伺います。

## ひきこもり支援の年齢制限をやめ実態に合った対応を

ひきこもりへの支援の最後に、ひきこもりの長期化、高齢化への対応について伺います。町田市が年齢制限を設けず、実態調査を行ったところ４０代以上も一定数いたことがわかりました。また都内の「ひきこもり親の会」に参加している方のお子さんは、３４歳以上が４割、４０歳以上でも１割だそうです。

都のひきこもり支援の施策である「若者社会参加応援事業」の対象が１５歳～概ね３４歳までという年齢制限は、実体に合わなくなっているのではないでしょうか。ひきこもりが長期化したときの対応、年齢制限を超えた方への対応はどのように考えているのか、都の見解を伺います。

知事は、施政方針表明の中で、「都民の大きな付託に応えるため、様々な意見に耳を傾け、声なき声にも、しっかり耳を澄ましてまいります。」とおっしゃっています。ひきこもり当事者や親などの声にこたえて、是非ひきこもり対策に取り組むよう求め、質問を終わります。

## 【答弁】（抜粋）

### ○青少年・治安対策本部長

５点の質問についてお答えいたします。

ひきこもり対策に関する都の認識についてでありますが、ひきこもりとは、就学や就労の際の不適応や人間関係等が原因で、自宅に６カ月以上閉じこもり、社会との接点を持てない状態であります。

こうした状況が長期化すれば、本人にとって、就学や就労ができないなど自立と社会参加への機会が失われ、また、家族にとっても精神的、経済的に大きな負担がかかり、さらには、ひきこもりがふえることで社会の活力の低下につながるおそれがあります。

都は、ひきこもりの解消や自立への支援といった対策が大変に重要であると認識しておりまして、早期に適切な支援につなげていくため、今後とも、区市町村やひきこもり支援を行っておりますＮＰＯ法人等と連携して、地域における支援の充実を図ってまいります。

次に、ひきこもり支援の充実についてでありますが、ひきこもりに陥る原因はさまざまであり、その支援も個々の事例に即したきめ細かな対応が必要であります。

そのため、住民に身近な地域での支援を充実する必要があり、区市町村における取り組みの促進と、ノウハウを持つＮＰＯ法人等の育成が不可欠となります。

そこで、都は、区市町村の担当職員を対象とした情報交換会や実務研修を実施しております。また、ひきこもり支援を行っているＮＰＯ法人等の団体に、支援技術や経営能力の向上を図る講習会等を開催してまいりました。

今後とも、こうした地域への支援事業を通じて、ひきこもり支援のさらなる充実を図ってまいります。

訪問支援、いわゆるアウトリーチについてでありますが、ひきこもりの若者は、みずから助けを求めることが少ないため、外部の支援機関に結びつけることが困難な場合が多いことから、地域でのひきこもりの実態に即

した訪問支援は有効な支援策となります。

そこで都は、従来の相談支援に加え、国の補助制度を活用した訪問支援を来年度から取り組んでまいります。子ども・若者育成支援推進法の具体化及び子供・若者支援地域協議会の運営についてでありますが、都は、子ども・若者育成支援推進法の具体化として、全ての子供、若者の健やかな育成並びに社会生活を円滑に営む上で困難を有する子供、若者への支援についての総合的な計画であります、子供・若者計画の策定を予定しております。

また、子供・若者支援地域協議会の運営につきましては、子供、若者施策の推進に当たり、子供、若者自身を含めた国民の意見聴取を適切に行う旨、国の方針が示されていることを踏まえまして、子供、若者の実情に詳しいさまざまな関係者から幅広く意見を聞いてまいります。

最後に、ひきこもり対策の対象年齢についてでありますが、ご指摘の若者社会参加応援事業は、ひきこもりの若者を支援する民間団体の実態調査をもとに、１５歳からおおむね３４歳までの若者層を主な対象としております。

こうした年齢設定の趣旨は、本来、ひきこもりの問題を抱える若者を早期に適切な支援につなげ、ひきこもりの状態が長期化することを未然に防ぐものであります。

これに対して、ひきこもりが長期化して対象年齢を超える場合には、本事業にかかわる団体が実情に応じて柔軟に対応してきたところでありますが、都が事業の対象とならない事例について相談を受けた場合には、個々の状況に応じて就労、福祉や保健、教育等の関連する専門機関を幅広く紹介しております。

平成２６年４月２４日
青少年・治安対策本部

# 「ひきこもり」に悩むご家庭への訪問相談を開始します

東京都は、平成26年６月より、ひきこもりの問題を抱えているご家庭へ**訪問相談**を**新たに**開始します。

これは、ご家庭を直接訪問して、ご家族やひきこもりのご本人の状況を把握し、必要に応じた支援機関等をご紹介するものです。

東京都は、「東京都ひきこもりサポートネット」(※) にて従来から行っている、電話及びメール相談に加え、今回開始する訪問相談を通して、ひきこもりを早期に発見・支援し、早い段階でひきこもりの状態から脱却させることを目指します。

※　東京都が、ひきこもりで悩んでいるご本人やその家族、友人などからの相談に応じ、ひきこもりから脱する方法や必要な支援機関の紹介を行っています。　⇒　http://www.hikikomori-tokyo.jp/

## 訪問相談

### 6月2日（月曜日）受付開始

**≪受付≫**　各区市町村の窓口（時間は各窓口の開設時間に準じる〈別紙参照〉）

**≪訪問相談の対象となる家庭（次の①～③の全てを満たす方）≫**

① ひきこもりのご本人が、義務教育終了後の１５歳から概ね３４歳までの方
② 都内在住
③ ６か月以上ひきこもりの状態が続いている

**≪留意点≫**

○　訪問相談はお１人概ね５回まで（無料）
○　ひきこもりのご本人の状況に合わせて、今後必要な支援内容を検討し、関係機関をご紹介します。ただし、機関によっては有料の場合があります。
○　病名の診断等の医療行為に当たる場合などは、訪問をお断りする場合がございます。
○　上記の訪問相談の対象に当てはまらない方、対象かどうかが不明な方は、以下の電話相談・メール相談にお問合せください。

### 訪問相談のイメージ

**電話及びメールによる相談支援も引き続き実施しています。**

**電話相談**

**≪電話番号≫**　０３－５９７８－２０４３
**≪受付時間≫**　月曜日～金曜日の午前１０時～午後５時
（年末年始（１２月２９日～１月３日）、祝日を除く。）

**メール相談**

**≪パソコンからの相談≫**　http://www.hikikomori-tokyo.jp/
**≪携帯電話からの相談≫**　http://www.hikikomori-tokyo.jp/m/
なお、回答には１０日程度かかる場合があります。

**通信費や電話代は相談者の負担となります。**

本件は、「2020年の東京」へのアクションプログラム2013において、以下の目標・施策に指定し、重点的に実施している事業です。
目標７　：誰もがチャレンジできる社会を創り、世界に羽ばたく人材を輩出する
施策１９：子供たちの知・徳・体を鍛え、次代を担う人材を育成する

青少年・治安対策本部公式ツイッター
https://twitter.com/tocho_aochi

子供が変われば未来が変わる
心の東京革命



【問合せ先】
青少年・治安対策本部 総合対策部 青少年課
担当：野原（直通）03-5388-2270　(内線) 21-727

別　紙

# 区市町村の連絡窓口一覧

■区部

| 自治体 | 訪問相談　問合せ窓口 | 電話番号 |
|---|---|---|
| 千代田区 | 千代田保健所　健康推進課　保健予防係 | 03-5211-8172 |
| 中央区 | 区民部　文化・生涯学習課　青少年係 | 03-3546-5305 |
| 港区 | 子ども家庭支援部　子ども家庭課　青少年育成担当 | 03-3578-2435 |
| 新宿区 | 地域文化部　消費者支援等担当課　消費生活係 | 03-5273-3925 |
| 文京区 | 男女協働子育て支援部　児童青少年課　青少年係（茗荷谷クラブ） | 03-3941-1613 |
| 台東区 | 教育委員会　青少年・スポーツ課　青少年育成担当 | 03-5246-5822 |
| 墨田区 | ①向島保健センター<br>②本所保健センター | ①03-3611-6135<br>②03-3622-9137 |
| 江東区 | 地域振興部　青少年課　青少年センター | 03-3681-7334 |
| 品川区 | 子ども未来事業部　青少年育成課　青少年育成係 | 03-5742-6692 |
| 目黒区 | ①目黒区保健所　保健予防課　保健相談係<br>②碑文谷保健センター　保健相談係 | ①03-5722-9504<br>②03-3711-6446 |
| 大田区 | 保健所　保健衛生課　保健衛生担当 | 03-5744-1263 |
| 世田谷区 | 子ども・若者部　若者支援担当課 | 03-5432-2585 |
| 渋谷区 | 教育委員会事務局　教育センター | 03-3423-8893 |
| 中野区 | ①中部すこやか福祉センター<br>②北部すこやか福祉センター<br>③南部すこやか福祉センター<br>④鷺宮すこやか福祉センター | ①03-3367-7794<br>②03-3389-4323<br>③03-3380-5551<br>④03-3336-7111 |
| 杉並区 | 保健福祉部　児童青少年課　青少年係 | 03-3393-4760 |
| 豊島区 | 子ども家庭部　子ども課　地域支援係 | 03-3981-2187 |
| 北区 | ①王子障害相談係<br>②赤羽障害相談係<br>③滝野川障害相談係 | ①03-3908-9081<br>②03-3903-4161<br>③03-3915-0134 |
| 荒川区 | 福祉部　障害者福祉課　こころの健康推進係 | 03-3802-3111（内2379） |
| 板橋区 | 板橋区健康生きがい部(保健所)　予防対策課　管理・精神難病グループ | 03-3579-2329 |
| 練馬区 | こども家庭部　青少年課　青少年係 | 03-5984-4691 |
| 足立区 | 産業経済部　就労支援課　就労支援係 | 03-3880-5469 |
| 葛飾区 | 葛飾区保健所　地域保健課　企画係 | 03-3602-1231 |
| 江戸川区 | ①健康部　健康サービス課　中央健康サポートセンター<br>②生活振興部　地域振興課　生活就労支援係 | ①03-5661-2467<br>②03-5662-0516 |

■市部

| 自治体 | 訪問相談　問合せ窓口 | 電話番号 |
|---|---|---|
| 八王子市 | ①八王子市保健所　保健対策課<br>②子ども家庭部　子ども家庭支援センター | ①042-645-5196<br>②042-656-8225 |
| 立川市 | 子ども家庭部　子ども育成課　青少年係 | 042-528-4367 |
| 武蔵野市 | 健康福祉部　障害者福祉課 | 0422-60-1847 |
| 三鷹市 | 子ども政策部　児童青少年課 | 0422-45-1151（内2712） |
| 青梅市 | 子ども家庭部　子ども家庭支援課　青少年担当 | 0428-22-1111（内2395） |
| 府中市 | 子ども家庭部　児童青少年課　青少年係 | 042-335-4427 |
| 昭島市 | 子ども家庭部　子ども育成課　青少年係 | 042-544-5111（内2254） |
| 調布市 | こころの健康支援センター | 042-490-8166 |
| 町田市 | いきいき健康部　保健対策課　保健対策係 | 042-722-7636 |
| 小金井市 | 子ども家庭部　子育て支援課　子ども家庭支援センター | 042-321-3161 |
| 小平市 | ①次世代育成部　青少年男女平等課<br>②健康福祉部　障害者福祉課<br>③健康福祉部　健康課 | ①042-346-9618<br>②042-346-9542<br>③042-346-3700 |
| 日野市 | 健康福祉部　セーフティネットコールセンター　セーフティネット係 | 042-585-1111（内2241） |
| 東村山市 | 教育部　社会教育課　社会教育係 | 042-393-5111（内3514） |
| 国分寺市 | 子ども福祉部　子育て相談室 | 042-572-8138 |
| 国立市 | 子ども家庭部　児童青少年課　児童・青少年係 | 042-576-2111（内198） |
| 福生市 | 福祉保健部　健康課　保健指導係 | 042-552-0061 |
| 狛江市 | 児童青少年部　児童青少年課　児童青少年係 | 03-3430-1111（代表） |
| 東大和市 | ①子ども生活部　青少年課　青少年育成係<br>②福祉部　健康課　庶務係 | ①042-563-2111（内1742）<br>②042-563-2111（内1181） |
| 清瀬市 | 子ども家庭部　子ども家庭支援センター　子ども家庭支援係 | 042-495-7701 |
| 東久留米 | 子ども家庭部　子育て支援課　子育て支援係 | 042-470-7777（代表） |
| 武蔵村山 | 教育部　文化振興課 | 042-565-1111（内652） |
| 多摩市 | 子ども青少年部　児童青少年課　青少年係 | 042-338-6917 |
| 稲城市 | 福祉部　児童青少年課　青少年係 | 042(378)2111（内242、内243） |
| 羽村市 | 子ども家庭部　児童青少年課　児童青少年係 | 042-555-1111（内262） |
| あきる野 | 教育部　生涯学習スポーツ課　生涯学習係 | 042-558-1111（内3011） |
| 西東京市 | 子育て支援部　児童青少年課　児童青少年係 | 042-460-9843 |

■町村部

| 自治体 | 訪問相談　問合せ窓口 | 電話番号 |
|---|---|---|
| 瑞　穂　町 | 福祉部　健康課　保健係 | 042-557-5072 |
| 日の出町 | いきいき健康課　健康推進係 | 042-597-0511（内501） |
| 檜　原　村 | 福祉けんこう課　福祉係 | 042-598-3121 |
| 奥多摩町 | 福祉保健課　福祉係 | 0428-83-2777 |
| 大　島　町 | 福祉けんこう課　けんこう係 | 04992-2-1471 |
| 利　島　村 | 総務課 | 04992-9-0011 |
| 新　島　村 | 新島村さわやか健康センター　事務係 | 04992-5-1856 |
| 神津島村 | 保健医療課（保健センター） | 04992-8-0010 |
| 三　宅　村 | 総務課　企画情報係 | 04994-5-0984 |
| 御　蔵　村 | 教育委員会事務局 | 04994-8-2121 |
| 八　丈　町 | 総務課　庶務係 | 04996-2-1121 |
| 青ヶ島村 | 総務課 | 04996-9-0111 |
| 小笠原村 | 総務課　総務係 | 04998-2-3111 |

# 2013年10月24日・総務委員会
# 清水ひで子都議質問（抜粋）

**○清水ひで子都議会議員**

私からも、ひきこもり対策についてお伺いいたします。

対人関係や社会的環境を断ち切り、孤立化している若者など、若者のひきこもりという新しい社会問題への対応が求められています。

我が党がこの問題を初めて取り上げましたのは、２００２年３月、予算特別委員会の総括質疑で取り上げさせていただきました。ひきこもりの青少年の心のケア対策に総合的に取り組みをということで、当時は、衛生局長とか教育長とか生活文化局長というような関係局長がお答えをいただいております。

私もこれを取り上げましたのは、実際に相談がありまして、強くこの解決を願ったからです。

８月でしたけれども、三十代後半の青年の親御さんなんですけれども、来られまして、有名私立大学を卒業して、一旦希望した仕事場についたんだそうです。しかし、仕事でつまずいて退職をしたままひきこもりになり、相談に来られました。

そのとき私は、自分の判断とか、そうした対応をしても解決につながらないなと思って考えたんです。やはり東京都、国などの専門機関にお連れした方がいいんじゃないかなということで、各地域に整備されていますサポートステーションというのが、国の委託事業でされていますので、そこへお連れしました。

ご一緒させていただきまして、係の方にお願いをして、その後は係の方がご本人と対応をされるということで、その方は、先日、係の方にお伺いしたところ、９月まで３回訪れたそうです。ご本人は三十代後半ということで非常に焦っている、自分の友人などはいいところに就職をしているというようなことで、何から手をつけてよいかわからないで、現在はちょっと通うことをやめてしまっていると聞きましたが、しかし、そのサポートステーションの担当者は繰り返し連絡をとって、就職の活動を軌道に乗せるために努力をしていただいています。本当にこの対応に対しては感謝を

説明をお願いいたします。

**○青少年対策担当部長**

都では、まず平成１６年度から、東京都ひきこもりサポートネットを運営しております。ひきこもりに悩む本人や家族等からのインターネットや電話による相談に対応しているところでございます。平成２３年度の新規相談登録件数は１４７４件、延べ相談件数は５６３３件でございます。

また、ＮＰＯ法人についてでございますが、平成１９年度に実施した若年者自立支援団体実態調査において、若年者の自立支援を実施していると確認された都内のＮＰＯ法人は５９団体でございました。

そして、都では、平成２０年度から３年間実施した東京都若者社会参加応援ネット、コンパスでの支援プログラムの検証を踏まえ、民間支援団体を育成し、ふやしていくことを目的に、平成２３年度から普及、定着事業を実施しております。２３年度は、当事業で運営する登録制度に９団体が参加いたしました。

さらに、区市町村に関しては、平成２０年度から３年間実施した東京都ひきこもりセーフティーネットモデル事業の検証を踏まえ、平成２３年度から、区市町村における若者の自立等支援体制整備事業を実施しております。２３年度は４自治体がこの事業を活用したところでございます。

**○吉田信夫都議会議員**

もちろん、努力はされていると認識していますけれども、今ご答弁のとおり、区市町村の支援体制事業でいえば、昨年度は４自治体と。もちろん、それ以外が取り組んでいないというわけではないでしょうから、実態的には、もっと取り組みはあるとは思いますけれども、いずれにしても、事態の深刻さからすれば一層の取り組みが必要だというふうに思います。

それで、区市町村への事業の拡大、普及に関してお伺いしますが、国は２００９年度、平成２１年度から、都道府県と政令市に対し、第一次相談窓口機能を有するセンター整備事業を始めました。そして、１千万円以内で２分の１の補助事業を実施するということが行われました。重要なことだと思いますが、東京都が広域自治体としての機能を担うことは重要です

けれども、より身近に相談支援が受けられる体制を促進するためには、少なくとも区市の単位にひきこもり地域支援センターの整備を促進する必要があると思いますし、そのためにも、そうしたことが促進できるよう、国に求めていくべきではないかと思いますが、この点いかがでしょうか。

**○青少年対策担当部長**

ひきこもり地域支援センターのような相談窓口は、住民に身近な区市に設置されてこそ、その機能が発揮されると考えております。

そこで、都では国に対して、区市町村をひきこもり対策推進事業の実施主体として位置づけ、区市町村が同センターの設置等のひきこもり対策を推進できるよう要望しているところでございます。

**○吉田信夫都議会議員**

今答弁がありましたけれども、本当になかなか相談をすること自身が、ちゅうちょをされるような方が現実にいらっしゃるだけに、できるだけ身近なところで相談と支援の体制を組むということが、この取り組みでは特段重要だと思います。そうした点では、今答弁がありました。

しかし、先ほどの昨年度の取り組みの紹介の中で、東京都の支援体制整備事業でいえば４自治体にとどまっていると。国に働きかけることは極めて重要だと思いますが、それだったら、都として、より区市町村に対する支援を、国待ちではなく強化する必要があると思います。

ただ、区市町村に対して、それまでのモデル事業から補助事業に昨年度から移管しましたが、予算上は、昨年度は２自治体という計上になっていると認識していますが、なぜ２自治体なのか。予算上も、もっと拡大すべきではないかと思いますが、いかがでしょうか。

**○青少年対策担当部長**

東京都では、平成２０年度から２２年度まで実施いたしました東京都ひきこもりセーフティーネットモデル事業の成果を踏まえまして、区市町村が地域事情に応じて関係部門との連携体制を構築して、ひきこもり等の若

者の支援に取り組む場合に補助金を交付する、区市町村における若者の自立等支援体制整備事業を平成２３年度から開始いたしました。

予算上は２自治体相当分として見積もっておりますけれども、区市町村から提出された事業計画が補助金の交付目的等に照らして適切であれば、予算の範囲内で選定しており、２３年度は４自治体を選定したところでございます。

**○吉田信夫都議会議員**

あくまでも区市町村から手が挙がるかどうかという側面はありますけれども、しかし、今のご答弁のように、そうはいっても予算の範囲内ということがあります。しかも、これから質問いたしますけれども、１年限りという補助制度なわけですよね。それだと、区市町村もなかなか手が挙げにくいんではないかということが推測されます。予算枠の問題と同時に、都の補助事業の補助金が１年限りということをやはり是正を、改めて、一定期間継続的に支援を進めていくことが必要だと思うんですが、なぜこれ、１年というふうにしているのか、ご答弁をお願いいたします。

**○青少年対策担当部長**

区市町村が若者の自立支援に取り組むに当たりまして、庁内のさまざまな関係部門や民間支援団体との連携体制の構築等が必要となります。区市町村に必ずしも十分なノウハウがない場合もございます。

そこで、区市町村が新たに、あるいは既存事業を拡充して支援体制整備に着手することとを後押しするために、単年度の財政支援を行うとともに、都内全区市町村の関係部署の職員を対象とした情報交換会を毎年開催しております。

本事業の取り組み状況を共有する機会を、そういう形で提供しているところでございます。

**○吉田信夫都議会議員**

もちろん、情報交換等を支援することは必要なことだと思いますけれど

も、私も、今年度、この補助事業を受けた自治体にお邪魔して話を聞きましたけれども、やはり、ぜひ単年度ではなく継続してほしいという要望がありましたし、国の制度では少なくとも単年度ではなく継続の補助が出ているわけですから、同趣旨のものを行うに当たって、この点については要望にとどめますけれども、ぜひ今後の課題として検討していただきたいというふうに思います。

区市町村だけではありません。ＮＰＯ法人の役割は極めて重要だというふうに思いますけれども、ただ、介護施策や、あるいは障害、あるいは医療などの施策と違って、この分野の取り組みに対しての公的な支援の仕組みというのは、いまだ確立されていないんではないんでしょうか。それだけに、ＮＰＯの事業がさらに拡大をするという点でも、公的な支援策というのは必要だと思います。ただ、このＮＰＯの支援も、昨年度からスタートしましたけれども、モデル事業は一定、３年度でしたが、これも１年と。これも、やはり私は、なぜなのかという疑問が率直に起きるんですが、いかがでしょうか。

**○青少年対策担当部長**

都は、ひきこもり支援を行うＮＰＯ法人等を育成するため、ひきこもり等の若者支援プログラム普及・定着事業として、支援プログラムに沿って支援を行う団体を登録するとともに、登録制度参加団体をサポートする事業を実施しております。

この事業では、参加団体が登録を目指して支援の実施体制を確立するための経費を単年度助成するほか、登録団体となった後も、団体の規模や特性に応じて、技術面、運営面における助言や指導、弁護士等の専門家に相談できる機会の提供など、きめ細かいサポートを継続的に提供しているところでございます。

**○吉田信夫都議会議員**

今も述べましたけれども、ひきこもり対策に取り組むＮＰＯ法人等は障害者施策や介護施策と違って、社会的な支援の仕組みというのは、いまだ確立されていません。しかし、実際上は専門性を持ち、継続的に取り組む

という点では、このＮＰＯ法人等の役割というものは、かけがえのない存在だと私は思います。

この点は、区市町村の事業の拡大と一体なんですけれども、区市町村の事業が拡大し、その区市町村がＮＰＯに委託をすれば、ＮＰＯは一定の公的支援を受けて公的な仕事が拡大できると。しかし、それ自身もまだ十分な広がりを見せていないということになれば、区市町村に対する支援拡充と同時に、やっぱりＮＰＯ団体そのものに対しても、東京都としての支援の拡充というのは不可避ではないかというふうに痛感をいたします。

そこで、事業の普及拡大のためには、やはり予算措置というのが私はもう決定的だというふうに思います。先ほどもいったように、私は、昨年度の予算のときにも取り上げましたけれども、決算上でひきこもり対策の決算はふえているのか、減っているのか。モデル事業を始めた四年前と比較しての、東京都としてのひきこもり対策の決算額の推移を、ご説明をお願いいたします。

**○青少年対策担当部長**

平成２０年度のひきこもり対策の決算額は１億３５４７万１千円、平成２１年度は１億３７７３万８千円、平成２２年度は一億４０５４万９千円でございます。平成２３年度は、ＮＰＯ法人等及び区市町村の支援それぞれについて新たな事業を開始いたしまして、決算額は８４５２万５千円でございます。

**○吉田信夫都議会議員**

今ご答弁ありましたけれども、決算上の数字だけを見ると、一昨年度は約１億４０００万から、昨年度が約８５００と。率にすると６０・７％まで、現実には後退していると。もちろん、これだけですべてを見ることは適当でないかもしれませんけれども、しかし同時に、現実の決算額というのは重く受けとめる必要があると思いますし、この点での都の姿勢というものが問われているんではないか。普及促進のために、適切な予算措置の拡大を強く要求しておきたいと思います。

次に、具体的な活動内容について若干お聞きをしておきたいというふう

に思います。

その１つは、アウトリーチ支援についてです。

国も２年前に発表したガイドラインで、家庭への訪問を行うアウトリーチ型支援をタイミングよく開始するということが位置づけられ、そして、支援センターの要件にも入ったと認識しています。

都としては、こうしたアウトリーチ支援について、どのように認識をしているのでしょうか。また、今、都及び区市町村でのアウトリーチ支援の状況というのはどのようになっているか、ご答弁をお願いいたします。

**○青少年対策担当部長**

ひきこもり状態の若者は、自宅から外に出ていくことに抵抗を感じる場合が多いため、相談員が本人の自宅を訪問し、相談に応じながら信頼関係を構築し、支援機関の紹介や外出の促しなどを行う訪問相談は、効果が期待される支援形態と考えられます。

そこで、都では、この訪問相談支援を、平成２２年度に確立したひきこもり等の若者支援プログラムを構成する三つのプログラムの一つとして位置づけております。そして、支援プログラムに沿ってひきこもり支援を行う団体を登録、サポートする制度を通じて、訪問相談支援を担うことができる団体を育成しております。

一方、２３年度に補助事業を活用した自治体の中には、相談体制を強化し、相談者の状況に応じて訪問支援を実施した例がございます。

**○吉田信夫都議会議員**

今もご説明ありましたけれども、アウトリーチ支援というのは、非常にますます重要になっているというふうに思いますし、それをどう促進していくのかということが問われていると思います。

先日、杉並区にお邪魔して話を聞きましたけれども、杉並区はまだそこまで至っておりません。もちろん、そうはいっても、民間のＮＰＯ団体等が自主活動、独自活動として展開をしていると。しかし、一例ですけれども、その場合、この訪問相談活動の費用が約１万円という事例を聞きました。やはりもっと安くというか、無料で気軽に相談を受けてもらうという

ことが必要だというふうに思います。そういう点では、ＮＰＯ任せだけではなく、より負担を少なく、あるいは無料でこうしたことが受けられるという支援策が必要だと思うんですが、いかがでしょうか。

**○青少年対策担当部長**

都では、区市町村における若者の自立等支援体制整備事業により、都が登録した民間支援団体と連携して体制整備に取り組む区市町村への補助を実施しているところでございます。この補助事業を活用する区市町村においては、登録団体に事業を委託することなどにより、住民が支援を受ける際の負担の軽減を図っております。

今後も、これらの民間支援団体と区市町村との連携、協働により、ひきこもりの本人や、その家族が安心して支援を受けられる環境が整備されるよう取り組んでまいります。

**○吉田信夫都議会議員**

次に、医療分野で、ひきこもり外来についてお伺いをいたします。

関係団体の資料を読んでおりましたら、精神科医師が１０年間で外来したひきこもり者２１０人のうち、外来診療を通じて１７４人の社会参加をかち取ることができたということが紹介され、紹介されている医師の方は、ひきこもりは人材の宝庫ということまで述べています。そうした専門医の役割というのは非常に重要になっていると思いますが、この点での認識と東京都としての対応はどうなっているのかお答えください。

**○青少年対策担当部長**

ひきこもりの若者が、その障害や疾患の状態により医療を必要とする場合には、適切な医療機関で診療を受けられること、そして、ひきこもり支援に関し豊富な経験を持つ医師の存在が重要となります。

そこで、都では、そのような精神科医を講師として、ひきこもりの問題を抱える家族向け講演会を開催しております。また、登録制度に参加する民間支援団体へのサポートの一環として、団体の支援員がひきこもりの若者の支援計画を検討する際に、精神科医など専門家に相談できる機会を設け、対象者の状況に応じて、医療を含めた適切な支援が提供されるよう仕

組みを整備しております。

**○吉田信夫都議会議員**

次に、早期の対応、あるいは、ひきこもりの長期化を防ぐという努力というのは非常に重要だと思いますが、そうした努力をしたとしても、同時に、現実には長期化、あるいは高齢化、さらに重篤化ということへの対応も求められていると思います。長期重篤者で生活機能に困難を有する人への対策の現状というのは、どういうふうになっているかも、あわせてお伺いいたします。

**○青少年対策担当部長**

当本部では、ひきこもりの問題を抱える若者やその家族の早期発見、早期対応に向けた支援体制が地域で整備されるよう取り組んでおります。

一方で、ひきこもり状態が長期にわたった結果、医療や福祉の面での支援が必要になった場合は、それぞれ該当する施策により対応することとしております。

**○吉田信夫都議会議員**

該当する施策で対応するというのは当然のことなんですけれども、果たして的確に対応できるのかどうかということも私自身としては疑問が残り、この点は私自身もよく勉強していきたいなというふうに思っております。

何点か相談、質問をさせていただきましたが、最後に、やはりひきこもり対策は、青少年行政、精神医療、福祉的就労、就労支援など、さまざまな総合的な対策なしに、これを的確に進めることはできないというふうに思います。

それだけに、もちろん、これまでも努力はあるとは思いますけれども、全庁的な連絡、協力体制ということが重要だと思いますけれども、この現状及び今後どのように進めていくのか、ご答弁をお願いいたします。

**○青少年対策担当部長**

ひきこもりの若者の支援に当たりまして、青少年部門だけでなく、精神保健、福祉、教育、就労等、さまざまな部門が連携することが必要でございます。

そこで、都では、これらの関係部門も参加する、ひきこもりに係る連絡調整会議を設置し、ひきこもりに係る相談機関の実務的な情報共有を図っております。

今後も、この会議等を活用して、庁内の関係部門との連携を進めてまいります。

**○吉田信夫都議会議員**

区市町村に対するこの事業の普及促進、あるいはＮＰＯ団体に対する支援の強化、そして総合的な取り組みの強化を、改めて重ねてお願いいたしまして、私の質問を終わります。

**発行：日本共産党東京都議会議員団**

〒163-8001　東京都新宿区西新宿2-8-1　東京都議会内

TEL：03-5320-7270　FAX：03-5388-1790

http://www.jcptogidan.gr.jp/

**都政へのご意見・ご要望をお寄せください**